

2013 年 6 月 25 日

## 消費者委員会 第 24 回食品表示部会の資料に対するコメント

日本生活協同組合連合会  
品質保証本部/安全政策推進室  
鬼武一夫

### 1. 用語、「表示値が誤差の許容範囲に収められる場合」および「表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合」に関する意見

「表示値が誤差の許容範囲に収められる場合」は表示値が「何の」誤差の許容範囲に収まるのか不明確な文書であり、「表示値に対する実測値の比率が、公差の許容範囲に収まる場合」という意味である場合には事業者が行う表示管理の実状や国際的な基準やルールと合致するが資料ではそのような内容となっていない。

すなわち、コンプライアンス（順法）の判定のための実測値（分析値）は表示値の公差の許容範囲であることを確認すべきであり、この見解が、実際に事業者が管理している実状及び国際的な基準やルールと合致しておらず、関連する栄養表示基準も実態に即したものとすべきである。

#### 改定案について

「改正案」の説明においては、「①表示値が誤差の許容範囲に収められる場合」および「②表示値が誤差の許容範囲に収まることが困難な場合」について説明されているが、この説明は、不明確である。実際に自社の製品に栄養成分を表示する場合には、上述のように複数のロットについての規定された分析方法によって得られた複数の分析値に基づいて表示を行う。この際、得られた複数の分析値の平均値およびその変動を考慮する。変動が $\pm 20\%$ 以内に収まると判断された場合には、一定値が表示される。しかしながら、成分によっては、変動が $\pm 20\%$ 以内に収まらない場合には、一定値ではなく、範囲で表示されることも考えられる。

加えて、この説明は、あたかも商品に表示する表示値を定める方法を示しているようであるが、実際はそうではなく、商品に実際に表示された表示値が、1個の分析値に照らして適正であるか否かの判定（コンプライアンス（順法）の判定）の内容となっている。

ここで、栄養表示 1袋 (100g) 当たり、エネルギー 100 kcal、たんぱく質 2.0 g、脂質 5.0 g、炭水化物 12.5 g およびナトリウム 85 mg が表示されている商品の例が示されている (一般的にこれらの表示値は、上述のように複数の分析値の平均とその変動を考慮して決定される)。

また、この表示値に対する誤差の許容範囲として、エネルギー 88~132 kcal、たんぱく質 1.6~2.4 g、脂質 4.4~6.6 g、炭水化物 10.5~15.7 g およびナトリウム 66~98 mg が示されている。(なお、ここで‘誤差の許容範囲’という用語が、栄養表示基準に従って用いられているが、‘誤差’という用語は科学的には誤りであり、公差とすべきである。ここでの許容範囲はいずれも、±20% である。)

そして、この商品の栄養成分の分析結果は、エネルギー 110 kcal、たんぱく質 2.0 g、脂質 5.5 g、炭水化物 13.1 g およびナトリウム 82 mg となり、各項目とも、分析結果は上で示された許容範囲内にある。

この状況について、「規定された分析方法によって得られた値 (分析結果) と比較して、表示値が誤差の許容範囲にあれば“問題なし”」の説明が行われているが、事業者における管理の実状および国際的なルールに照らし合わせると、この解釈は誤りと考えられ、「規定された分析方法によって得られた値 (分析結果) が、表示値の公差の許容範囲にあれば、この表示値は“問題なし”」とすべきであると考えられる。「②表示値が誤差の許容範囲に収まるのが困難な場合」についても同様である。

### 誤差の許容範囲に関する規定 (栄養表示基準)

栄養表示基準第三条第一項第六号において「第四号の一定の値は、当該一定の値にあつては、別表第二の第一欄の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる方法によって得られた値を基準として同表の第四欄に掲げる誤差の許容範囲内にある値であること」と規定されている。

この規定は、「表示する栄養成分の量は、規定された方法によって分析を行い、そして得られた値 (得られた値の数は規定されていない。1つの分析値でもよい。) を基準として誤差の許容範囲、言い換えれば±20%以内にある値であること」と述べている。しかし、これは論理的な表現ではない。「表示する栄養成分の量は、表示しようとする製品の分析値を基準として定められるべきである。そして、表示した栄養成分の量の実測値は、表示値の許容範囲内であること。」とすべきである。加えて、製品の分析値には、バラツキがあることを言及しなくてはならない。

## 事業者の実状

事業者が実際に栄養成分を行う場合には、1つの分析値ではなく、複数のロットについての複数の分析値を求め、その値の平均値およびバラツキ、特に原材料の産地や収穫季節等による成分量の変動によるバラツキを考慮に入れて、表示すべき値を慎重に決定する。この際、事業者は、表示した値が分析値の変動をカバーするか否か（例えば、その後のコンプライアンス検査における実測値（分析値）が、表示した値の80%から120%の範囲に収まるか否か）を考慮している。

## 国際的な基準やルール

コーデックスの栄養表示に関するガイドライン CAC/GL 2-1985 のパラグラフ 3.5.2 は、「栄養表示に用いられる値は、表示を行おうとしている製品を代表する複数の製品の分析から特に得られたデータから誘導された重量平均値にすべきである」と述べている。

また、このパラグラフは、製品の分析値にはバラツキがあるので、製品に栄養表示を行う場合には、このバラツキを考慮に入れて、重量平均値を表示する値とすべきであると述べている。

コーデックスの栄養表示に関するガイドライン CAC/GL 2-1985 のパラグラフ 3.5.1 は、「tolerance limits は定められるべきである。」と規定している。この tolerance limits は、欧州委員会 健康・消費者保護総局 (European Commission DG SANCO) DG SANCO のガイダンス文書 (December 2012) の述べられているように、コンプライアンスの検査における実測値（分析値）と表示値との差に言及する用語、例えば、実測値（分析値）が表示値の120%から80%までの範囲内にあるかどうかと言及する用語であり、表示値の許容範囲をいう。

また、米国食品医薬品局 (US FDA) は、妥当な栄養表示値の決定は事業者の責任であるとして、その決定方法を特定していない (A Food Labeling Guide, October 2009) もの、US FDA は、規定されたサンプリング法と分析法に基づいて、食品サンプルの表示規則に対するコンプライアンスを、以下の式に従って判定している

(A Guide for Developing and Using Data Base, 1998) :

Laboratory value/label value x 100 = %

すなわち、表示値をもととして実測値（分析値）を評価している。

コーデックスおよび欧米では、栄養表示に関する基準および規則においては、

表示値の決定のプロセス、即ち表示の方法と、その後のコンプライアンスの判定のための実測値の表示値に対する比（即ち公差に収まるか否か）の評価プロセスとは明確に区分されている。

以上述べたように、栄養表示基準の一部改正（案）に係わる説明や用語には科学的ベースで理解し得ない部分が多すぎる。いずれ、WTO 通報を行うことを考慮すると、これらの関連資料を含め、栄養表示基準の一部改正を英文にし、今回の改正内容が在日大使館など FSG（フードセーフティグループ）の人たちにも理解できるかどうかチェックすべきであろう。

## 2. 食品表示法案の規定についての質問および意見

第一章 総則 第三条において“消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない”“販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない”とされ、これまで食品表示一元化検討会の報告（勧告）をうけたものとなっている。

第二章 食品表示基準（食品表示基準の策定等）第四条において“内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない”とされている。

この条文はこれまで議論や報告はなされていないが、どのように解釈できるのか消費者庁の説明を求めたい。仮に、“内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごと”を小規模事業者が生産したもしくは国内だけにしか流通・販売などされない食品の区分であると解釈できるとしよう。その場合は、容器包装詰め加工食品であっても、義務表示とされる栄養表示が免除されることとなる。

このような解釈が正しいならば、今回、消費者庁が提案している幅広い食品（小規模事業者が生産したもしくは国内だけにしか流通・販売などされない食

品を含む) に栄養表示を付すことができるようにするためにわざわざ栄養表示基準の一部改正(この改正は国際的な整合性が取れない改正である)をおこなわなくても、小規模食品事業者で栄養表示をおこなうことができない事業者の免除は可能である。

したがって、第二章の食品表示基準の策定等の第四条について明確な説明を求めるとともに、仮に上記の解釈が正しい場合には、今回の基準改正は必要ないものとする。

第一八三回

閣第四四号

食品表示法案

目次

第一章 総則(第一条-第三条)

第二章 食品表示基準(第四条・第五条)

第三章 不適正な表示に対する措置(第六条-第十条)

第四章 差止請求及び申出(第十一条・第十二条)

第五章 雑則(第十三条-第十六条)

第六章 罰則(第十七条-第二十三条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品に関する表示が食品を摂取する際の安全性の確保及び自主的かつ合理的な食品の選択の機会の確保に関し重要な役割を果たしていることに鑑み、販売(不特定又は多数の者に対する販売以外の譲渡を含む。以下同じ。)の用に供する食品に関する表示について、基準の策定その他の必要な事項を定めることにより、その適正を確保し、もって一般消費者の利益の増進を図るとともに、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)、健康増進法(平成十四年法律第百三号)及び農林物資の規格化等に関する法律(昭和二十五年法律第百七十五号)による措置と相まって、国民の健康の保護及び増進並びに食品の生産及び流通の円滑化並びに消費者の需要に即した食品の生産の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「食品」とは、全ての飲食物(薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品及び同条第二項に規定する医薬部外品を除き、食品衛生法第四条第二項に規定する添加物(第四条第一項第一号及び第十一条において単に「添加物」という。)を含む。)をいう。

2 この法律において「酒類」とは、酒税法(昭和二十八年法律第六号)第二条第一項に

規定する酒類をいう。

3 この法律において「食品関連事業者等」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一 食品の製造、加工（調整及び選別を含む。）若しくは輸入を業とする者（当該食品の販売をしない者を除く。）又は食品の販売を業とする者（以下「食品関連事業者」という。）

二 前号に掲げる者のほか、食品の販売をする者  
（基本理念）

第三条 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）第二条第一項に規定する消費者政策の一環として、消費者の安全及び自主的かつ合理的な選択の機会が確保され、並びに消費者に対し必要な情報が提供されることが消費者の権利であることを尊重するとともに、消費者が自らの利益の擁護及び増進のため自主的かつ合理的に行動することができるよう消費者の自立を支援することを基本として講ぜられなければならない。

2 販売の用に供する食品に関する表示の適正を確保するための施策は、食品の生産、取引又は消費の現況及び将来の見通しを踏まえ、かつ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響及び食品関連事業者間の公正な競争の確保に配慮して講ぜられなければならない。

第二章 食品表示基準  
（食品表示基準の策定等）

第四条 内閣総理大臣は、内閣府令で、食品及び食品関連事業者等の区分ごとに、次に掲げる事項のうち当該区分に属する食品を消費者が安全に摂取し、及び自主的かつ合理的に選択するために必要と認められる事項を内容とする販売の用に供する食品に関する表示の基準を定めなければならない。

以下、省略する。

### 3. 強調表示などについての考え方に対する質問および意見

いわゆる強調表示に関しては、現行制度のままであり、表示値を一定値で表示した場合、実測した値は表示値の誤差（正しくは公差）の許容範囲になければならないと考えられる。また、1 つ以上の栄養成分又は熱量について強調表示を行う場合は、当該成分のみならず、表示する栄養成分等全てに関して実測された値は、表示値の誤差（正しくは公差）の許容範囲内になければならないものと考えられる。栄養機能食品についても、いわゆる強調表示と同様、今回の改正の除外とすることとされている。

このような考え方を設定した理由や背景についてはこれまでの部会では示されていないため、改めて説明を求める。

さらに、その説明を受けた上ではあるが、現在、海外で実施されている、あるいは実施が検討されている、FAO、WHO、コーデックスにおいて検討されようとしている **Front of Package** 栄養表示の場合、製品の表面に「ある特定の栄養成分」を一括の栄養成分表示欄から抜きだして表示することになるが、これについての消費者庁の見解を伺いたい。

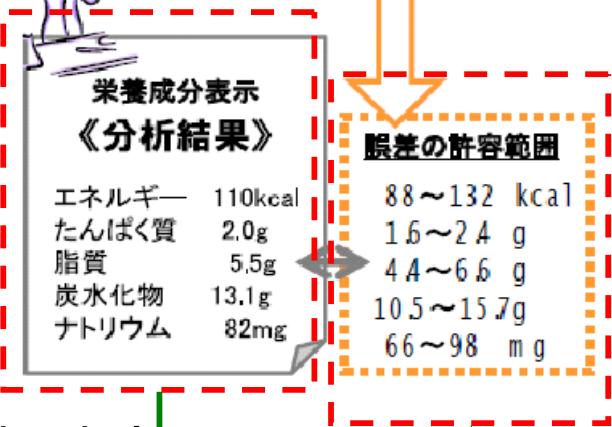
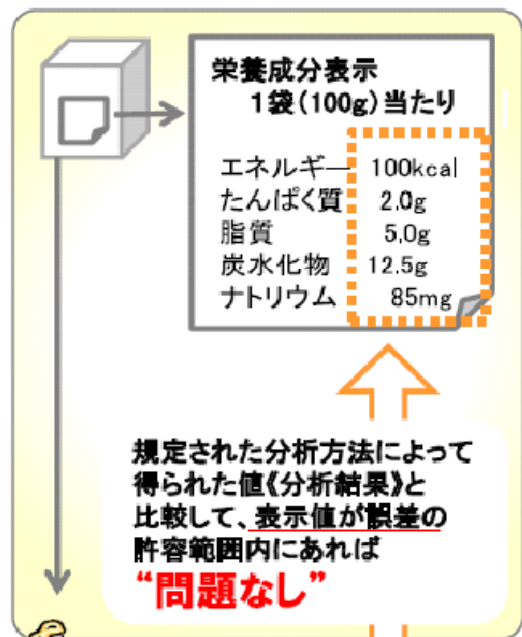
#### 4. 最後に

- ・今回、消費者庁が我が国における栄養表示基準の一部改正の中で提案している制度は、国際的な、もしくは諸外国の規制、ルールと大きく乖離するものである。
- ・これまでの意見の繰り返しになるが、本来現行の栄養表示基準の考え方を踏襲し、食品表示法/第二章/食品表示基準（第四条）に基づく例外措置をおこなうことで充分対応できるのではなかろうか。
- ・さらに、栄養表示基準の取締りについては、海外の例を参考に、さらにはこれまでの国内の事業者の取組み事例を参考に、モニタリングやコンプライアンスの構築は可能ではなかろうか。
- ・したがって、今回のような矛盾した制度を策定することには、反対である。

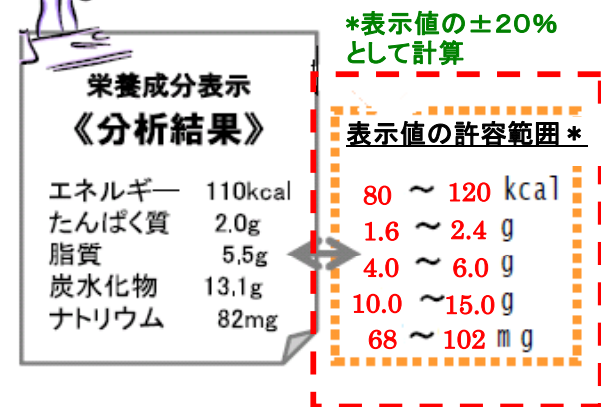
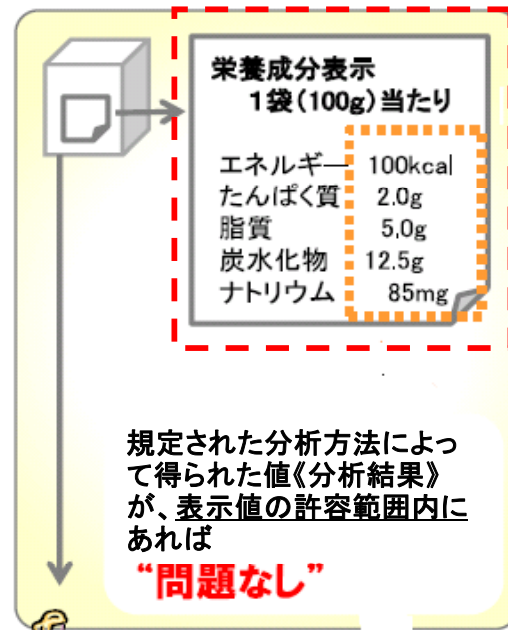
以上

# 表示制度の日本と諸外国(コーデックスを含む)との比較

特に表示値と分析結果との関係、および誤差とtolerance limits(公差＝許容範囲)に関して



**日本の制度**  
コンプライアンスにおいては、表示値が分析値の誤差の範囲に入っているかどうか判定されます。



**諸外国(コーデックスを含む)**  
コンプライアンスにおいては、分析値が表示値の許容範囲に入っているかどうか判定されます。

\* 消費者庁資料をもとに日本生協連作成